幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

- 1 令和3年職員の給与等に関する勧告の概要
- (1) 月例給 据置き
- (2) 特別給 年間の支給月数を期末手当から 0.15 月引下げ

2 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

			年 間 支 給 月 数		
			現行	令和3年度(案)	令和4年度以降(案)
		期末手当	2.55	2.40(0.15)	2.40(0.15)
再任用 職員	管理職員 以外の職員	6月	1.125	1.125 ()	1.05 (0.075)
		12月	1.175	1.175 (変更なし)	1.10 (0.075)
		3月	0.25	0.10(0.15)	0.25 (変更なし)
以外の 職員	管理職員	期末手当	2.15	2.00(0.15)	2.00(0.15)
		6月	0.925	0.925 ()	0.85 (0.075)
		12月	0.975	0.975 (変更なし)	0.90 (0.075)
		3月	0.25	0.10(0.15)	0.25(変更なし)
再任用	管理職員 以外の職員	期末手当	1.40	1.35(0.05)	1.35(0.05)
		6月	0.625	0.625 ()	0.60 (0.025)
		12月	0.675	0.675(変更なし)	0.65 (0.025)
		3月	0.10	0.05(0.05)	0.10(変更なし)
職員	管理職員	期末手当	1.20	1.15(0.05)	1.15(0.05)
		6月	0.525	0.525 ()	0.50 (0.025)
		12月	0.575	0.575(変更なし)	0.55 (0.025)
		3月	0.10	0.05(0.05)	0.10(変更なし)

令和3年度分の引下げは、令和4年3月期末手当において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

・再任用職員以外の職員 4.60月 4.45月(0.15月)

・再任用職員 2.40月 2.35月(0.05月)

3 施行期日

- (1) 令和4年3月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- (2) 令和4年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和4年4月1日